

**第4回静岡市・蒲原町合併協議会
第4回静岡市・由比町合併協議会
合同会議 議事録**

平成16年7月30日

静岡市・蒲原町合併協議会事務局

静岡市・由比町合併協議会事務局

1 開催日時 平成16年7月30日(金)午後1時30分から

2 開催場所 由比町中央公民館 2階大ホール

3 出席者 (1) 静岡市・蒲原町合併協議会

小嶋会長、山崎副会長、

鈴木委員、剣持委員、濱崎委員、藤浪委員、杉山委員、

須藤委員、石川委員、影山委員、志田委員、吉田委員、

斉藤委員 (全13名出席)

(2) 静岡市・由比町合併協議会

小嶋会長、望月副会長、

鈴木委員、剣持委員、濱崎委員、藤浪委員、杉山委員、

安部委員、佐野委員、佐藤委員、小林委員、豊島委員、

斉藤委員 (全13名出席)

下線の会長及び委員は、両協議会兼務

4 議題

(1) 協議

法による特例項目について

一般項目について

建設計画について

(2) その他

5 会議内容 以下のとおり

【開会】

事務局 定刻となりましたので、第4回静岡市・蒲原町合併協議会及び第4回静岡市・由比町合併協議会の合同会議を開会いたします。

なお、本日の会議は委員全員の御出席ということですが、静岡市の濱崎議員が少し遅れて見えるということですので御報告いたします。

それでは、開会に当たりまして会長から一言御挨拶申し上げます。

【挨拶】

会長（小嶋静岡市長） 皆さんこんにちは。第4回目になりますが、合併協議会の合同会議の開始に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

大変お忙しい中を委員の皆様にはお集まりいただきましてありがとうございます。前回までの会議では協議内容も一般項目に入り、一部事務組合の取扱いなど重要な課題もすり合わせてまいりました。本日はこれらに引き続き協議をしていただくとともに、残りの一般項目と、1市2町の新しいまちづくりの基本となります合併建設計画についても議題をさせていただきますが、今回の会議では、主に説明に時間をかけさせていただきまして、それらに関する協議についてはまとめて次回の8月10日にお願いをしたいと考えております。委員の皆様には御苦勞をおかけいたしますが、お互い十分話し合っ、よりよい成果が得られるように努力をしていきたいと思ひます。

なお、前回は蒲原町で開催をさせていただきましたが、今回は由比町での初めての会議ということですので、開催地を代表して、望月副会長さんからも一言御挨拶をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

副会長（望月由比町長） 皆様こんにちは。副会長の望月でございます。開催地の町長として一言御挨拶を申し上げます。

本日は第4回合併協議会の合同会議を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、私たちの町由比町までお越しをいただきまして誠にありがとうございます。町民を代表いたしまして心から歓迎を申し上げます。

本日は台風10号の影響もありますが、このところ毎日暑い日が続いているわけであり、しかしながら新潟県の三条市、また北陸、福井県のほうでは大変大きな水害が発生をいたしまして、毎日その復旧の状況をテレビ等で見ているわけでございますけれども、とても人ごとには思えないわけでございます。被災された皆様には心からお見舞い申し上げますととも

に、防災の必要性というものを痛感しているところであります。

由比町はあまりこの水害に対する危険はないと思いますけれども、御存じのとおり、地すべり地帯を抱えている地域でございます。そうしたことから、山崩れ等に対する不安を町民はいつも思っているわけでございますが、昭和36年には寺尾地先の大変大きな地すべりが発生したわけでございます。膨大な廃土の処理をめぐって非常に困りまして、急遽東名高速道路を海岸線に走らせるといった変更も、そのために行ったというような経緯もございます。また昭和49年7月7日の七夕豪雨に際しましても、同じような土砂崩れがありまして、1週間にわたりJR東海道本線、当時は国鉄でありましたけれども、また国道1号線が寸断されるといった大惨事を起こしているところであります。

そのようなことから、今年度より、静岡市とのちょうど境でございますけれども、さった峠があるわけでありまして、由比町の西倉沢というところでございますが、国土交通省、国直轄によります地すべり対策防止として今調査に入っております。この調査が終わり次第、引き続き防止工事に入っただけのよう期成同盟会を立ち上げるような準備を今させていただいているところでございますので、今後とも御協力を賜ればありがたいと思っております。

さて、合併協議会も第4回目を迎えるわけでありまして、各項目の協議とあわせまして、今回より初めて合併建設計画が議題とされてくるわけでございます。建設計画は、編入となります私たち由比町にとりましては非常に大事な、重要なポイントとなってくることであります。現在私も町内11か所において移動町長室等を開催し、町民の声を聞いているところでございますけれども、その町民の皆様の声のポイントは、行財政改革であるということとは理解していただいているわけでありまして、静岡市の周辺部になるということに対する町民の不安は拭い去ることはできません。そのようなことから、今後これらの町民の心配している行政サービスの低下を極力少なくし、住民の不安をいかに解消していくかが、私たちの仕事、使命であると理解しているところであります。そのような意味におきましても、本日のこの協議会が活発に議論をされまして、前進していくことを心から期待しているところでございます。

また、本日はせっかく由比町にお越しをいただいたわけでございますけれども、協議会が終了いたしましたら、時間の許す範囲の中で町内の視察も考えてございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

本日は皆様まことに御苦労さまでございます。ありがとうございます。

事務局 議事に入る前に報道関係者の方にお願いをいたします。これより議事に入りますので、取材は傍聴席からということにさせていただきます。よろしく御協力のほどお願いしたいと思います。

それではただいまから議事に入ります。議長であります会長に進行をお願いしたいと思います。

【前回の協議状況について】

議長（小嶋静岡市長） それでは次第に従いまして進めさせていただきます。

最初に前回、第3回の合同会議における協議状況について、事務局から報告をいたします。

事務局 それでは前回6月30日開催の第3回合併協議会合同会議における、法による特例項目と一般項目の協議状況について御報告をいたします。

その前に今回資料の種類が大変多いため、先に資料の確認をお願いいたします。

まず「その1」と書かれた資料ですけれども、これが法による特例項目の協議資料でございます。「その2」という資料は一般項目の協議資料でございます。そして「その3」と書かれた資料は、建設計画の協議資料でございます。このほかに別添資料といたしまして、資料1は12番の一部事務組合等の取扱いに係る資料で、3枚綴りになってございます。それから資料2は、一般項目すり合わせ方針案でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは資料「その1」の1-1ページを御覧いただきたいと思ひます。法による特例項目の協議状況について御説明をいたします。

最初に6番の「市議会議員の定数及び任期の取扱いについて」ですが、両町の議会では定数特例とする意見と在任特例とする意見とに分かれまして、1つにまとめるのは非常に難しいとの御意見をいただきました。なお、各委員さんの中でも、定数特例1回とする意見のほかに、在任特例とする意見や定数特例を2回という意見がございまして、考えが分かれております。

また10番の「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」や15番の「組織及び機構」と、3つ合わせて総合的に議論したほうがよいという御意見を多くの方からいただいております、継続協議の扱いとなっております。

次に7番の「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」でございますが、前回の報告で、合併後、静岡市の農業委員会に統合することについては、各農業委員会の間で合意を得ましたが、選挙による委員の在任数については、静岡市側の各2名ずつと、両町側の各4名ずつ

ということで、考え方が分かれていることをお話いたしました。そこでこの件については各農業委員会の間で引き続き協議してもらおうということで、継続協議となっております。

次に8番の「地方税の取扱い」でございますが、両町において、合併前に都市計画上の線引きが行われ、新たに市街化区域が設定された場合、都市計画税の税率を静岡市と同じ0.3%とするのか、また0.3%未満とするのかにより、不均一課税の取扱いが異なってきますので、それぞれ持ち帰って検討してもらおうということで、継続協議となっております。

10番の「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」については、再度概要の説明をさせていただきましたが、その取扱いについてはそれぞれが持ち帰り、統一した意見をもって次回の協議に臨むことになりました。

以上が法による特例項目の協議状況ですが、資料としましては1 - 3ページから1 - 13ページまで、前回と同様のものをつけさせていただきました。

続きまして一般項目の協議状況について御説明をいたします。資料「その2」の2 - 1ページを御覧いただきたいと思います。

12番の「一部事務組合等の取扱い」については、前回、主に町立蒲原総合病院について様々な御意見をいただきましたが、一方で一部事務組合の事務局案を示してもらい、それをたたき台として議論したらどうかという御提案がございましたので、この件については後ほど御説明をさせていただきます。

13番の「使用料、手数料等の取扱い」については、編入合併ということを踏まえまして、協議結果の欄に記載のとおり、「静岡市の制度に統一する。ただし、蒲原町及び由比町独自の施設、事務の使用料、手数料等は、当分の間、現行のとおりとする。なお、存続する一部事務組合の使用料及び手数料等については、当分の間、現行のとおりとする。」ということに決定をいたしました。

14番の「国民健康保険事業の取扱い」については、静岡市と両町では賦課方法や料率等がそれぞれ異なること、また両町は仮算定方式をとっているため、現況での比較は難しく、7月末に予定されている本算定後の数値を見た上で検討したいということで、継続協議となっております。

次に15番の「組織及び機構」については、編入合併ということで、基本的には静岡市の組織及び機構に統一することになりますが、政令指定都市における区役所の業務とその出張所の位置づけを参考としつつ、両町への出張所の設置について協議していくことになりました。

なお資料としましては、2 - 4ページから2 - 8ページにわたって、前回と同様の資料を

つけさせていただきました。

以上、法による特例項目と一般項目の協議状況について御説明をさせていただきました。
よろしく願いいたします。

【議員の定数及び任期の取扱い、地域審議会及び地域自治組織の取扱い、組織及び機構について】

議長（小嶋静岡市長） ただいま事務局から前回の協議状況について報告がありました。

それでは継続協議となっております項目につきまして、引き続き協議をしてみたいと思います。

最初に、法による特例項目のうち6番の「議員の定数及び任期の取扱い」であります、これにつきましては前回委員の皆さんから活発な御意見をいただいたことでもあります。その中では、同じく10番にあります「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」や、さらに一般項目の15番「組織及び機構」の取扱いを含めて総合的に議論したらどうかという御意見が多数でありました。そこで、これら3つの項目の取扱いについて、事務局のほうからまず説明をしてください。

事務局 6番の「市議会議員の定数及び任期の取扱い」、それから10番の「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」、及び15番の「組織及び機構」につきましては、前回の会議において総合的に議論したほうがよいとの御意見を多数いただいたところでございます。そこで今回、事務局のほうでも、各市町で検討している内容を記載した資料を作成し、これをもとに具体的な議論を進めていただくように考えました。しかしながら、現段階では検討案がまとまっておりませんので、大変申しわけございませんが、次回8月10日の合同会議には各市町の検討状況を比較した資料を提示していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） ということでございまして、6番「市議会議員の定数及び任期の取扱い」、10番「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」及び15番「組織及び機構」については、次回8月10日に事務局から資料を出してもらい、それをもとに協議をしてみらうということで、今回は継続協議とさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

石川委員（蒲原町議会副議長） 蒲原町の石川でございます。

ここで会長に少しお聞きしたいのですが、7日の新聞に、6日の定例会見で、町議会議員の任期については、編入合併であり、在任特例は無理と思うというような記事が載っておりますけど、このようなことを言ったのですか。

議長（小嶋静岡市長） 私の考えとして申し上げました。

石川委員（蒲原町議会副議長） それですとね、編入合併というのは間違いなく言ったのですか。

議長（小嶋静岡市長） そう言ったと思います。

石川委員（蒲原町議会副議長） 今まで私たちが最初に編入合併を決めるときにも、静岡市さん側からは、編入であるが対等の気持ちでいきたいというようなお気持ちをいただいて、本当に感謝して編入合併にしたわけですね。そして新聞報道でこのように、編入合併だから在任特例はない、定数で行けというような話になってしまうと、これから先、やはりみんなそのような対応になってしまうのではないかという恐れが出てしまったわけです。

議長（小嶋静岡市長） それは御意見として聞いておきますが、形は編入合併であることは間違いのないわけで、ただ、気持ちの上では、お互いの立場を理解し合いながら、対等の気持ちを持っていこうということは申し上げたわけで、それがどうこうと言われても困るのですが。そういうことで御理解いただきたいと思います。

石川委員（蒲原町議会副議長） これは静岡市長としての権限でこのような発言をされたのですか。

議長（小嶋静岡市長） 権限というか、それは聞かれたときには、ある程度私見ですということと言うときもありますから。ただ、これは合併協議会の会長としての発言と御理解しないでいただきたいと思います。というのは、我々はまだこの辺については意見統一しておりませんので、ですからその上でまた正式にこの合併協議会で、3つの自治体が一応入って協議しているわけですから、またそれは改めて申し上げたいと思います。

石川委員（蒲原町議会副議長） 私も、前回皆さんの意見を聞きまして、蒲原町議会は静岡市の報酬を望んでいないと。要するに現状の報酬でいいという案を出したり、話をしたり、折衷案で、1年は何とかならないのかというような希望も出して、会長からそれは無理だというような返事もらったわけですね。そういう中で、それを持ち帰って今から検討しなくてはならないという中で、このような新聞報道をされてしまったということに対して、非常に不満を持っているわけです。

議長（小嶋静岡市長） 不満は不満として聞いておきます。ですからその御意見はまた次回おっしゃっていただければと思います。

副会長（望月由比町長） 由比の望月でございます。

石川委員が言われた意見は、石川委員個人の意見なのか、例えば蒲原町の議員の中でそう

いう話し合いをなされたのか、その辺がよく見えないのですけれども、ただ単に個人と個人との意見の交換をしているのか、その辺についてお伺いしたいと、私は逆に思います。

須藤委員（蒲原町議会議長） 蒲原町の須藤です。

7月27日に私たちは、この第4回の合併協議会に臨むに当たって、今まで継続された内容についていろいろ話し合いました。もちろん今の市議会議員の定数及び任期の取扱いについて継続になっているわけですから、蒲原町の議会の考え方をある程度まとめていけたらいいということで話し合ったのですけれども、その冒頭、この新聞記事の内容が出てきまして、その問題を話し合う前に、この記事の真意を合併協議会の中でしっかり聞いてほしいという意見が議会の中から出たということで、今、石川委員のほうからそういう質問が出ていると、こういう経過でございます。

副会長（望月由比町長） 静岡の市長が合併協議会の会長でありますけれども、会長としての意見でないということは今発言があったと思います。私どもこういう立場にあると、どうしても私見を記者会見等で答えることがよくあるわけでありまして、そういうために町長の立場を離れてというような意見を申し上げたくても、町長という立場であると、町長として皆さんは受け取ってしまうということもあるわけですが、その辺については多少、私は今二人のやりとりを聞いている限り、誤解もあるように思いますので、そういう問題についてはその辺においていただいたほうがいいかと思えます。

議長（小嶋静岡市長） いずれにしても次回この問題については三位一体で、継続協議で議論していただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

【農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に7番の「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について事務局から報告があります。

事務局 7番の「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」については、先ほど前回の協議状況の中でお話したとおり、一つの農業委員会とし、静岡市の農業委員会に統合することについては合意が得られましたが、両町の農業委員会の選挙による委員が1年間在任する人数については、蒲原町と由比町の農業委員会は4人とし、一方、静岡市の農業委員会は2人以内ということで意見が分かれているため、引き続き協議をお願いしているところであります。以上でございます。

【地方税の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） ということでございます。いずれ結論が出るだろうと思います。

続きまして8番の「地方税の取扱い」について、前回の事務局からの説明や議論の状況を踏まえまして御意見等がありましたらお願いいたします。なお、その前に事務局から報告があります。

事務局 ここでは8番の「地方税の取扱い」のうち、前回の会議で御質問のあった件について御報告をいたします。

資料「その1」の1 - 8ページを御覧ください。下段の図の上から2番目の、市街化区域農地の課税の右側にあります4年間の軽減措置について、前回は確認中ということでございましたが、その後、関係機関との確認が取れまして、現行制度では5年間の特例適用の後、4年間の軽減措置があるということでしたので御報告をいたします。以上でございます。

議長（小嶋静岡市長） ということでございます。

それでは都市計画税の取扱いについては、住民生活への影響も大きいことから、さらに検討する必要があり、次回引き続き協議するということにいたしたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） 以上、法による特例項目につきましては、非常に重要かつ難しい案件が多いため、次回以降も慎重な協議をお願いすることになりますが、よろしく申し上げます。

【一部事務組合等の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に一般項目の12番「一部事務組合等の取扱い」に移りますが、これにつきましては前回の会議で事務局案を出してもらい、それをもとに議論したらどうかとの御意見がありましたので、その点について事務局のほうから説明をいたします。

事務局 それでは12番の「一部事務組合等の取扱い」につきましては、前回その概要について御説明するとともに、さまざまな御意見をいただきましたが、今回はその取扱いに係る市・町それぞれの案を作成いたしましたので御説明をいたします。

別添資料1の「一部事務組合等の取扱い」という資料を御覧いただきたいと思います。資料は一部事務組合ごとに、左側が静岡市案、右側が蒲原町・由比町案となっております。

最初の1の「共立蒲原総合病院組合」についてですが、左側の静岡市案といたしましては、

ここに記載のとおり、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって一部事務組合を脱退するが、当分の間、合併後の静岡市が一部事務組合に加入する。ただし、経営改善について、
本年中に実効性のある経営改善計画を策定する。として、合併日の前日までに累積欠損金を清算する。として、看護専門学校については3つになる学校の合理化を踏まえ、速やかに廃止計画を策定する。また管理組織として、管理者である富士川町の経費負担の割合は合併日の前日までにあらかじめ定める割合とする。そして上記について蒲原町、由比町及び富士川町の今後の話し合いの結果を踏まえて協議する、という内容でございます。

参考ですが、現在各町の病院の経営経費の負担割合は富士川町が41%、蒲原町が35%、由比町が21%、芝川町が3%となっております。

一方、右側の蒲原町、由比町案でございますが、基本の部分は静岡市案と同じであります。ただし、基調となる考え方といたしまして、の個別事業の整理見直しについては、今後も検討を続けるが、当面は公営企業の経営形態を継続する。として、負担金については現状の配分の計算方式をできるだけ踏襲する、でございます。なお芝川町長から、蒲原町長、由比町長、富士川町長に対しまして、既に事業参加継続の意思表示があり、現行の3%の負担率についてこのままが望ましいとの確認を得ている、とのことでございます。

次に2の「庵原郡環境衛生組合」ですが、左側の静岡市案といたしましては、蒲原町及び由比町は、合併の前日をもって一部事務組合を脱退するが、当分の間、合併後の静岡市が一部事務組合に加入する。経費の負担割合については従前の蒲原町及び由比町の合計の割合以下をもって合併後の静岡市の負担割合とする。なお、今後は、施設の大規模修繕は行わず、耐用年数等を基準に、使用に耐えないと判断したところで施設を廃止し、順次事業を縮小するものとする、でございます。

右側の蒲原町、由比町案でございますが、基本の部分は静岡市案と同じであります。

次に、3の「庵原地区消防組合」の左側の静岡市案でございますが、これについては、合併の日の前日をもって解散する。財産の処分については、負担金の負担割合に基づき清算するが、基本的に富士川町に所在する施設は富士川町に、由比町に所在する施設は蒲原町及び由比町に配分し、差額は起債未償還残高の按分等で清算するものとする。組合職員の身分等については、富士川町と蒲原町及び由比町で協議するものとする、でございます。すなわち消防業務はその特殊性から、指揮命令系統を統一にする必要があるため、消防組合は解散し、おのおのの自治体の消防組織がおのおのの行政区域について対応するものとしております。

一方、右側の蒲原町・由比町案でございますが、合併の日の前日をもって解散する。現在

の庵原地区消防組合の機能をすべて静岡市に統合する、でございます。

最後に4の「県道富士宮由比線、市町道富士川由比線道路組合」ですが、これは蒲原町が構成団体ではございませんので、静岡市・由比町合併協議会だけの案件となります。こちらは静岡市、由比町案とも、「由比町は合併の日の前日をもって、一部事務組合を脱退する。」でございます。

以上4つの一部事務組合の取扱いに係る静岡市、蒲原町、由比町案について御説明をいたしました。よろしくお願いたします。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの一部事務組合の事務局案につきまして御意見等がありましたら皆さんの御意見をお願いしたいと思います。

副会長（山崎蒲原町長） 静岡市側からも御配慮のある提案をいただいておりますけれども、実は蒲原病院の累積欠損金の清算ということでございますが、16年度、17年度の2年間にこの全額を清算するというのは非常に困難だということだけは、この場をお借りして、恥ずかしい話ですけど、そのように立場の表明だけはしておきたいと感じております。今、4町の財政、特に3町の財政を考えた中で、現状の累積欠損の清算は非常に困難だということだけはお伝えしておきたいということでございます。すみませんが、よろしくお願いたします。

議長（小嶋静岡市長） はい、わかりました。安倍委員どうぞ。

安倍委員（由比町議会議長） この一部事務組合の取扱いにつきましては、静岡市案という形で今初めていただき、番から番まであるわけでございますけれども、この内容について、やはり持ち帰って、そして再度協議をさせていただくというような形で取り計らいをしていただけたら結構ではないかと思っております。

議長（小嶋静岡市長） ほかに御意見ございますか。

鈴木委員（静岡市議会議長） 静岡の鈴木です。

少しわからないのですが、消防の問題ですけれども、蒲原町、由比町さんの考え方は、富士川町も静岡市に統合するということですか。

副会長（望月由比町長） 私のほうから説明させていただきます。

庵原消防組合の成り立ちは、今3町でやっておりますが、当初は1署2分署制といいまして、3町に配慮した本署が蒲原にあって、由比と富士川に支署があったわけでありまして、行革の中で1署1分署制という体制になったときに、由比町と蒲原町の町境に本署を持ち、富士川町に支署を置くという形で現在来ております。

そうした歴史的な流れの中で、これを今度由比町・蒲原町が静岡市と合併することになっ

たときに、富士川町を分離して、今静岡市さんの要望のように形も考えたわけでありましてけれども、現在の職員66名すべて静岡市の職員として位置づけていただいた中で、もし静岡市さんがよろしければ、富士川町のほうから事務委託を受けた形の中でできないかということをお願いしたところでありまして。

先ほどの説明の中で、消防というものは指揮命令系統の関係がありますので、十分その辺は難しいということは承知の上でございますけれども、とりあえず3町の町長の中で統一した見解はそのような形であるということでありまして、これを一度持ち帰っていただいて、静岡市さんもこれでは良いとか悪いとかそういう検討をしていただけることが望ましいかと私は思います。

鈴木委員（静岡市議会議長） はい、わかりました。ただ消防の問題は、火を消すということだけではなくて防災全体にかかわる問題でありますので、組織の全体にかかってくるので、意見だけ少し申し上げておきます。

議長（小嶋静岡市長） ということでございまして、本日はお互いに一部事務組合について意見を出させていただいたと。意見が一致しているところと違っているところがはっきり言っています。これはお互いの立場上、現時点ではしょうがないことだと思いますので、継続協議と本日はさせていただきます、また再度議論していきたいと思っております。

いずれにしても、それぞれの組合が両町の区域でやってきた業務はしっかりと引き継いでいくということは間違いのないわけでありまして、行政がどういう役割分担をするかという、そういう問題になっていると思っております。よろしく申し上げます。

それでは再度検討していただいた上で、次回改めて協議するというところでよろしく申し上げます。

【その他の一般項目について（事務局一括説明）】

議長（小嶋静岡市長） 次は14番の「国民健康保険事業の取扱い」になりますが、本日は一般項目の最後の32番「その他」まで、事務局のほうから一括して説明をしてもらいます。これは次の合併建設計画を含めて、委員の皆さんになるべく早く資料を提示させてもらい、次回の8月10日の合同会議で集中的に協議をしてもらおうという趣旨であります。

それでは事務局から順次説明をしてください。

事務局 それでは14番以降の一般項目につきまして一括して御説明をいたします。

まず資料「その2」と、A4判1枚の資料2「一般項目すり合わせ方針（案）」をお

出しただいて、その2つをあわせて御覧いただきたいと思います。なお、一般項目すり合わせ方針案につきましては、今後協議する際のたたき台として提案をさせていただいたものでございます。

それでは資料「その2」の2 - 7ページ、14番の「国民健康保険事業の取扱い」を御覧いただきたいと思います。前回お示しした資料に、両町の本算定後の数値を入れて作成したものであります。

なお、静岡市の1人当たりの保険料につきましては、前回の資料では当初予算編成時の額を記載しておりましたが、このたび平成16年度の国民健康保険料が確定いたしましたので、金額が変更されていることと思います。その結果、資料の中段の保険料率のうち、1人当たりの保険料を1市2町で比較してみますと、医療分では静岡市が79,311円、蒲原町が77,971円、由比町が81,668円と、静岡市側から見ますと両町のほぼ中間値となっております。介護分では静岡市が18,680円、蒲原町が25,690円、由比町が22,165円と、静岡市から見ますと一番低い値となっております。1市2町の状況は御覧のとおりとなっておりますが、この国民健康保険事業の取扱いにつきましては、原則として静岡市の制度に統一するという考えでございます。

次に15の「組織及び機構」につきましては、前回、概略を御説明し、これについては議員定数、地域審議会等とも関連しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

次に資料「その2」の2 - 9ページ、16番の「特別職の職員の身分」ですが、編入合併の場合、編入する市町村、ここでは静岡市ですが、その特別職の職員は在任し、編入される市町村、ここでは蒲原町及び由比町ですが、その特別職の職員は全員失職することになります。ただし、特別職のうち議会の議員と農業委員会の選挙による委員は、法による特例項目で御説明したとおり特例措置がございますので、別途協議することになります。

次に2 - 10ページをお願いいたします。申しわけございませんが、こういった形で最後まで長く続きますけども、全部終わってから御質問、御意見等お願いしたいと思います。

2 - 10ページ、17番の「条例・規則の取扱い」ですが、編入合併の場合、編入される市町村は法人格が消滅するため、両町の条例規則等は合併期日の前日をもって失効することになります。したがって、基本的には編入する市町村である静岡市の条例・規則等を適用することになります。ただし、合併協議会において決定した協議結果などによっては、条例等の新規制定や一部改正を行う場合もございます。

次に2 - 11ページをお願いいたします。18番の「公共的団体等の取扱い」ですが、これは

2 - 13ページまでにわたって記載がございますが、両町の区長会や社会福祉協議会、商工会など、主な公共的団体を掲載してございます。合併特例法の第16条第8項では、合併していつまでも旧市町村単位で各種の公共的団体が存続することは、一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、合併に際しては、その統合整備を速やかに図るよう努めなければならないとしております。したがって、各公共的団体のこれまでの経緯や実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めることになると考えております。

次に2 - 14ページ、19番の「補助金・交付金等の取扱い」です。団体等が行う事業や事務に対する助成、奨励のため、公益上必要がある場合に支出される補助金などについては2 - 29ページまでかなりのページにわたって列挙してございます。なお、1市2町で同様の補助金については極力並べて記載するようにはしております。ちなみに、すべてではございませんが、静岡市は約370本記載をしてございます。両町は70本弱の補助金を記載しておりますので、静岡市の制度に統一することにより、両町の住民サービスの向上が図れることと考えております。またこれ以外の補助金ではなく負担金や委託料等は、その趣旨や目的等が要件に合致していれば対象になるものと考えられます。

次に2 - 30ページをお願いいたします。20番の「行政連絡機構の取扱い」ですが、これは表に記載のとおり、町内会や自治会、そして区長会と、それぞれ名称が異なりますが、公共的団体等の取扱いと同様に、合併後の一体性の速やかな確立に資するため、それぞれの組織のこれまでの経緯や実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものいたします。なお広報・行政文書等の行政連絡事務については、原則として静岡市の制度に統一することになります。

次に2 - 31ページ、21番の「町・字名の取扱い」ですが、蒲原町及び由比町は静岡市清水区に編入することになるため、同一または類似の町・字名があるかどうか確認をいたしましたが、該当はございませんでした。そこで蒲原町及び由比町の字名は原則として現行のとおりいたしますが、合併に際し、両町の字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重して検討するものいたします。

次に2 - 32ページ、22番の「各種福祉制度の取扱い」ですが、これは2 - 39ページまでにわたってございます。主な福祉制度として児童福祉・高齢者福祉・介護保険と障害者福祉がでございます。まず、児童福祉は、公立保育園や放課後児童クラブなど、2 - 33ページの高齢者福祉につきましても、敬老祝金の取扱いや、介護手当と家族介護慰労金制度、乗車券配布事業の実施の有無などの取扱いが異なっておりますが、これらは静岡市の制度に統一する

ことにより、総合的には両町の住民サービスの向上につながるものと考えられます。

次に2 - 40ページ、23番「慣行の取扱い」です。表にございますように、慣行というのは市町村の木・花・鳥や姉妹都市、友好都市、名誉町民、町民憲章がございます。そこで、基本的には静岡市の制度に合わせていただくこととなりますが、両町の慣行について従来の実績等を勘案し、合併後の静岡市に引き継ぐべきものについては継続するというので、その方法等については合併時一元化作業の中で調整していきたいと考えております。

次に2 - 43ページをお願いいたします。24番の「保健衛生事業の取扱い」ですが、このうち保健所業務は中核市及び保健所政令市として、静岡市では以前から実施しておりますが、両町については県の業務として、清水地区にあります志太榛原健康福祉センターの庵原分庁舎で対応しております。したがって、合併した場合は、当然として蒲原地区及び由比地区の業務を静岡市保健所清水支所が引き継ぐこととなります。

次の2 - 50ページをお願いいたします。25番「清掃事業の取扱い」でございます。12番の「一部事務組合等の取扱い」にもよりますが、庵原郡環境衛生組合が存続する場合は、両町の区域のごみの焼却処理及び最終処分、そしてし尿処理については、当分の間、現行のとおりとすることが考えられます。そして、今後につきましては、組合の施設の大規模修繕は行わず、使用に耐えないと判断された時点で廃止し、順次、表に記載してあります静岡市の施設で処理することとなります。

次に2 - 52ページ、26番の「各種産業制度の取扱い」ですが、ここでは主な融資制度や利子補給制度などを記載してございます。この各種制度の内容につきましては、御覧のとおり静岡市のほうが充実しておりまして、また編入合併でもありますので、静岡市の制度に統一するということが考えられます。

次の2 - 56ページ、27番の「教育制度の取扱い」ですが、ここでは市立の小・中学校における学校給食の状況や、社会教育施設として公民館及び図書館の現況、それから次の57ページでは主な相談事業を記載しており、これらはいずれも静岡市の制度に統一することとなります。ただし、学校給食については、当面現行のとおりとすることとなります。

次に2 - 58ページをお願いいたします。28番の「消防団の取扱い」ですが、その現況としましては、静岡市の静岡消防団、清水消防団、そして蒲原町及び由比町それぞれの分団数、団員数及び車両等保有数は表のとおりでございます。またその報酬等は各市町の条例で定められており、その額は表に記載のとおりでございます。そして、この件につきましては、18番の「公共的団体等の取扱い」と同様に、合併後の一体性の速やかな確立に資するため、

それぞれの団体のこれまでの経緯や実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものいたしますが、団員の身分、報酬、手当等につきましては、静岡市の制度に統一することになると考えられます。

次に2 - 59ページの29番「上水道事業の取扱い」ですが、業務の概要としましては、1の表に記載のとおりとなっております。また、水道料金につきましても、静岡市の静岡地域、清水地域、そして蒲原町、由比町における、口径別または用途別の基本料金、従量料金は2の表のとおりでございます。水道料金については現在静岡市において1市2制度となっておりますが、両町とも内容を異にしておりますので、その取扱いといたしましては、合併後、当分の間、現行のとおりとし、速やかに静岡市全体としての統一に向けて調整を図るものと考えられます。

次は2 - 61ページでございます。30番の「下水処理事業の取扱い」ですが、現在静岡市では市街化区域については公共下水道、市街化調整区域や都市計画区域外については農業集落排水施設、または合併処理浄化槽による下水処理を基本とした整備を行っております。一方、両町では公共下水道が整備されていないため、浄化槽等による下水処理となっておりますが、今後の取扱いといたしましては、合併後の静岡市全体の均衡を保ちつつ、市民サービスの向上を図ることを目指して、地域の実情に適した処理方法を検討することになります。

なお31番の「各種事業の取扱い」及び32番の「その他」につきましては、特に現在ここで取り上げる案件がございませんので、説明は省略させていただきます。

大変説明項目が多くなりましたが、資料の内容について、委員の皆様にはまた改めて御覧をいただきたいと思っております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） それでは一般項目のただいま説明した14番から32番までは、今回は説明のみということで、次回改めて御意見があれば協議をしていただくということにさせていただきます。

【建設計画について】

議長（小嶋静岡市長） それでは本日最後の議題となります合併建設計画について、事務局から説明いたします。

事務局（静岡市広域行政課長） 合併建設計画につきましては、去る7月20日に1市2町の部課長による幹事会を開催いたしまして、計画案についての協議を行い、承認を得たことを受けまして、今回、合併協議会に提出するものでございます。なお、建設計画は、以前御説明

申し上げましたとおり、静岡市と蒲原町、静岡市と由比町のそれぞれ1市1町の計画を策定することになりますが、今回の資料としては、両計画で共通する部分もございまして、比較して御覧いただくということで、資料「その3」を御覧いただきたいと思いをします。

それでは建設計画の概要全般と静岡市関連の事業については私のほうから、そして蒲原町関連の事業については蒲原町の総務課長から、由比町関連については由比町の総務課長のほうから御説明をさせていただきます。

最初に資料「その3」の3-1ページを御覧いただきたいと思いをします。この「建設計画の概要」としまして、計画の趣旨は、記載のとおり、法定計画として、静岡市と合併後の蒲原地区及び由比地区の整備を総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定めるとともに、これに基づきまちづくり計画を策定し、合併後の速やかな一体化と均衡ある発展を図ろうとするものでございます。計画の期間は平成18年度から27年度までの10年間といたします。

そしてこの資料として、「合併の必要性と効果」、3-2ページに行きまして、この資料として「まちづくりの基本方針」、それから3-4ページ中段のこの資料として「まちづくり計画」等で構成をされております。

当該建設計画は、編入合併ということでありますので、蒲原・由比地域の具体的な計画を主に登載してございます。一方、静岡市側としても、両町との一体性の速やかな確立と均衡ある発展に資する事業として、4つの事業に限定して建設計画に登載してございます。教育施設の整備、清掃工場の建設、河川改修事業、道路の整備の4つでございます。

それでは静岡市関連の4事業について御説明をいたします。なお、今回の建設計画の作成に当たっては、事業費は個々の事業ごとではなく、3-10ページをお開きください。3-10ページの上のほうにありますように、左側が静岡市と蒲原町、右側が静岡市と由比町になりますが、1から6の分野ごとの合計額として記載しております。また、これらの事業は、合併特例債の対象事業となるものを中心に登載してございます。したがって、今回はどのような事業を計画に盛り込むのかを主としておりますので、御理解をいただきたいと思いをします。

最初に、2の文化・学習として、3-6ページの中段の「教育施設の整備」でございますが、これは新市の均衡ある発展としまして、市立小・中学校の校舎・体育館の耐震補強等の整備でございます。なお、両町に共通する項目については、あまり明確ではないかもしれませんが、網掛けを施してございますので、そのように御覧ください。

次は3の生活環境の分野で、3 - 7ページをお開きください。3 - 7ページの表の上から2番目の「清掃工場の建設」ですが、これは静岡市内に建設予定のもので、将来、蒲原・由比地域のごみを受け入れることにより、新市の一体性の確立を図るというものでございます。また均衡ある発展としまして、下のほうに「河川改修事業」も挙げてございます。

そして5の都市基盤の分野では、3 - 9ページをお願いいたします。3 - 9ページの上段に「道路の整備」を挙げてございます。道路の整備、これは政令指定都市移行に伴い、新たに管理が移管される国県道の整備事業費及び直轄国道の負担金も含まれてございます。

以上、これら4つの事業について、それぞれ蒲原町と由比町との建設計画に、静岡市分として登載をさせていただいております。

以上、合併建設計画案の概要及び静岡市関連の事業につきまして御説明をさせていただきました。

それでは引き続いて、両町関連の主要な事業の説明に移りたいと思います。それでは蒲原町さんお願いいたします。

事務局（蒲原町総務課長） それでは蒲原町の建設計画素案の説明をさせていただきます。3 - 4ページの下の方健康福祉というところから説明させていただきます。

少子化などの進行にともなう社会環境の整備として5つの事業を挙げてあります。「保育所整備事業」、「放課後児童対策」、「児童館等の運営」を中心とする子育て支援を推進します。グループホームの運営などを通して知的障害者の自立を支援します。市民の健康増進と地域福祉の拠点となる「保健福祉センターの整備」。高齢者の健康増進を図り、介護予防を中心とした「老人福祉センター事業の充実」等を行ないます。それからネオライフ富士川の「特別養護老人ホームの施設整備」の援助を行います。

2のほうに入ります。2の文化・学習では、蒲原町はこれまで生涯学習を推進してまいりました。蒲原町内をはじめ、郡内外の多くの人に利用されております蒲原町文化センターは耐震上の問題、それから老朽化したことに加えて、これまでの機能に加えて防災センター、市民活動支援センターなどの機能も兼ねた複合施設として改築したいということです。図書館につきましては高い利用率でありますけれども、これをさらに充実強化してまいります。次に、戦国時代の今川家の出城として甲斐武田家との攻防のあった蒲原城址を、徹底した調査研究を行いまして保存整備するとともに、桜の名所であります御殿山、のろし場等散策できる遊歩道を整備いたします。次に公有林の間伐、造林などを行うとともに、市民の健康増進のための遊歩道の整備を行ないます。

3の生活環境につきましては、昨年人口当たりの犯罪の発生状況、これが県内で1番という不名誉な記録をいただきました。犯罪のない安心して暮らせるまちを目指して、「防犯まちづくり事業」を推進します。次の「新エネルギー利用の調査検討」ですけれども、平成14年度にNEDOの助成を受けて新エネルギーの調査を行っています。その可能性調査を行うということであります。次の「生活排水対策事業」では農業集落排水、それから合併処理浄化槽などがあるわけですけれども、蒲原町民の悲願であります公共下水道の整備に入りたいということであります。その次は、みその公園のほか、町内各所にポケットパークを設置し、富士川河川敷にある緑地公園などをさらに充実したものにできるように整備を行います。「上水道事業」につきましては、災害に強く良質な水道水と、安定した給水体制を確立するために、取水場、浄水場、管網等の整備をいたします。最後の項目の「公営住宅の建替」につきましては、ほとんどが昭和40年代に建てられたものでありますので、老朽化していること、それから現在のライフスタイルに合ったものということで、改修、改築を行います。

次の3 - 8ページ産業・経済のところに入ります。サクラエビ、削り節等の地場製品のPR、各研修会等を支援して商工業の活性化を推進します。海洋深層水の活用につきましては、現在注目を浴びているところですが、これにサクラエビを通しますと鮮度が落ちにくいということがわかりました。このようなことから、海洋深層水の利用を目指してその可能性を調査します。それから農業生産基盤の面的整備のため、土地改良事業を行います。また林業の生産基盤の整備のため林道を整備します。畑総の公用地に人々の交流の場として農業公園等を整備します。

5の都市基盤に入ります。東海道の宿場町でありました蒲原の歴史を感じさせる街並みを生かしながら、快適な高質空間をつくるために、「歴史の回廊かんばら整備事業」を行います。第二東名の開通によりまして、現在の東名は準生活道路としての位置づけになるだろうと言われております。また静岡市の中心部と由比、蒲原を結ぶ道路は国道1号線だけで、東名のインターチェンジの設置はこれを補完するものとなるものと確信して、その可能性の調査を行います。次に蒲原駅、新蒲原駅という、蒲原には2つのJR駅がありまして、この両駅の橋上駅化、自由通路の設置などについて研究調査をします。

6の行財政では、多様化する住民のニーズを的確にとらえ、市民、行政の役割分担を明確化し、サービスの質、水準、負担を市民とともに考え決定する、協働によるまちづくりを推進するとともに、地域アイデンティティの醸成と、静岡市への一体化を進めるための環境整備を推進します。また静岡市との一本化を図るため、IT化による行政事務により、効率化

と市民のサービスの向上に努めます。また姉妹都市であるアメリカ・インディアナ州シェルビービル市との交流をテキストに、国際化の推進、またコミュニティ活動を中心とした地域づくりを進めます。市民サービスの向上、行政事務の効率化を図るため、戸籍の電算化を行います。また、行政、個人の財産の確定により、公共事業の円滑な実施に資するよう地籍調査を引き続き行います。

また3 - 10ページには県事業の推進が記載されていますけれども、今後、要望事項として、静清流域下水道の地区を庵原地区まで拡大することを、県に対して要望してまいりたいと考えています。

以上、蒲原町の建設計画の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。事務局(由比町総務課長) 引き続きまして、由比町における計画の主な事業につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。資料「その3」の3 - 4、3 - 5ページから御覧いただきたいと思えます。

まちづくり計画の1つ目であり健康・福祉です。具体的な事業は3 - 5ページからになりますが、まずは「子育て支援の推進」です。町内にあります2つの保育園の施設整備とあわせて、児童館、子育て支援センターの運営事業を掲載いたしました。次に「地域医療体制の充実」です。これは町内の開業医が高齢化しておりまして、近い将来、町内には1つの医院しかなくなる恐れがあります。1次医療体制の整備のための可能性調査を建設計画の中に掲載をさせていただいております。

次は、2つ目の項目になります文化・学習であります。資料の3 - 6ページを御覧いただきたいと思えます。主なものにつきましては、東海道広重美術館におきます館蔵品の充実と施設整備、また由比中学校の管理棟の改築、そして浜石岳にあります静岡市及び庵原郡3町で運営をしております青少年野外活動センターの施設が老朽化していることから、この施設の更新、また町内への運動公園の整備事業、これらを文化・学習の項目内に事業掲載しております。

続いて、3つ目の項目になります生活環境であります。3 - 7ページを御覧いただきたいと思えます。まずは、ごみの分別収集を推進するための事業を掲載しております。また、生活排水対策では公共下水道の整備を掲載しておりますが、下水道事業につきましては静清流域下水道の区域の拡大を想定した事業としております。また、上水道事業としましては、現在の上水道施設の改修、また町内への配水池の整備、また町内の配水管の布設替え等の事業を掲載しております。生活環境の項目の最後は、宅地造成事業であります。自然環境に恵ま

れた当町におきましては、宅地造成事業は将来におきましても非常に重要な事業と考えていることから、今回、概ね8ヘクタールほどの宅地造成事業を建設計画内に位置づけさせてもらっております。

次の項目になります産業・経済です。資料の3 - 8ページになります。何と云ってもサクラエビの基地港であります由比漁港の整備を早期に完了させたいことから、事業として掲載をさせてもらっております。また、これにあわせまして、新たな港が完成いたしますと、現在使用している港の土地に多少のゆとりが出てまいります。この地が国道1号にも接していることから、地の利を生かした道の駅の整備や、蒲原町さんでも説明ありました海洋深層水の利用、こういったものの可能性調査につきまして、計画内に掲載をさせてもらっております。また町内に整備をいたしました林道ですけれども、これらにつきまして、まだ舗装等未実施部分が残っております。これらの整備事業も、この産業経済の項目の中で計画内に掲載をさせてもらっております。

続いて項目5の都市基盤であります。資料3 - 9ページになります。美しい街並みの形成事業といたしまして、由比の活性化の拠点となっております由比本陣公園周辺の道路から電柱をなくしていく事業。また古い家並みを残します、由比町では一番西に位置する寺尾・倉沢地区ですけれども、こちらの道路整備等を掲載しております。一方、主要町道の整備につきましては、7路線の拡幅改良事業を掲載するとともに、第二東名インターへのアクセス道路やJR由比駅の整備等につきましても、この可能性調査を計画内に掲載をさせてもらっております。

最後の項目、行財政です。資料の3 - 9の下側になりますが、主な事業は地籍調査であります。これにつきましては、現在由比町におきまして、その必要性は認めながらも、実施ができていない状況にあります。政令市との合併ということで、その大きな効果として、ぜひとも取り組んでいきたい事業として今回、計画内に掲載をさせてもらっております。

以上、主な事業を説明いたしましたが、由比町における事業経費総額190億円ほどになってまいります。今後、住民説明等をもって、まだ流動的な部分はあるかと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、あわせまして今回、編入合併ということでもあります。由比町民にとりまして、これら建設計画に掲載された事業が実際に実現されていくかどうか、この辺が本当に重要なものと考えておりますので、慎重な御審議をいただければありがたいと思ひます。

以上、説明を終了いたします。ありがとうございました。

議長（小嶋静岡市長） はい、御苦労さまでした。

建設計画につきましては、1市2町の部課長による幹事会で協議された後、今回初めてこのような形で協議会に提示されたものでありますので、委員の皆さんには、それぞれ持ち帰って検討していただきまして、次回の会議で改めて御意見等いただいて協議をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは最後にその他としまして、次回の日程等について事務局から説明をいたします。
事務局 それでは次回の合同会議の開催日程につきまして、御説明をいたします。

第5回となります合同会議は、後日改めて御案内いたしますが、8月10日（火）の午後1時30分から、会場は第3回と同じ蒲原町文化センターといたしまして開催する予定でございます。お忙しい中、大変恐縮でございますが、よろしく御出席のほどお願いいたします。ありがとうございました。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見等ございましたら御発言お願いいたします。よろしいですか。

それでは本日お諮りをする案件はこれですべて終了いたしました。はい、須藤委員どうぞ。

【その他】

須藤委員（蒲原町議会議長） 一般項目を今いろいろ説明してもらいました。かなりの内容のすり合わせがあるのですが、基本的な方針が決まらなければ実務的に入っていけないわけです。これを次の8月10日から話し合っていくわけですけれども、スケジュール的にいきまして、来年の1月にはこの合併協議会で合併の是非を決めなければならない。2月の後半には議会で議決しなければならない。

そういう中で、これだけの大きなすり合わせを、実際にどの程度、それまでの間にやられていけるのか。というのは、先ほど由比町長のほうからもありましたけれども、住民の説明会をやったら非常に町民に不安があると。特に基本方針についてではなくて、住民の不安というのは、実際にその生活に密着した内容が、静岡市と合併することによってどう変わるのだという不安が非常にあると思うわけです。ですから、すり合わせがどうなっていくかっていうのは、非常に住民にとっては関心のあるところになるわけです。

だから、そういうものが、今後どういう形で進められて、それが実際に1月、2月ぐらいの間にすべて完成するかどうか、あるいはどうなっていくのか。この前、住民へのPRについては、各町でそれは細かい内容についてはやるべきだと。私はそれでいいと思うのです

が、ただそういう仕事の進捗状況について、非常に私たちも短い時間だと思っていますので、その辺りについて考え方があれば出していただきたいというのが1点。

それから、すり合わせを行っていく上で、当然、静岡市と両町のすり合わせがなかなか合意に達しないものが出てきたという場合には、前に静岡市と清水市の合併のときに、事務事業一元化のための組織をつくったというような話を聞いているわけですが、そういうものをつくる考えがあるのか。あるいはつくるとするならば、いつのタイミングでそういうものをつくるのか、その点2点について質問させていただきます。

幹事長 スケジュール関係でございますが、以前からずっと事務局のほうから申し上げておりますが、この合併協議会では、今説明した様々な項目の基本方針をお決めいただくという格好になります。それらが一定の方針が出てきたら、それを受けまして、今の予定ですが、今年度中に各議会で廃置分合の議決をいただきまして、17年に具体的なすり合わせを行うという格好で、細部、静岡合併のときに2,192項目ございましたが、今度は細部にわたって、合併協議会で決めた方針にのっとり、1年間かけて協議をするという流れになります。ですから、ここで細かな様々なものまで、最後まで協議をするということではございません。方針を確定いただくということです。そして、静岡市と両町の職員が、その一元化のための方針にのっとり協議するという格好になります。今の答えで2番目の答えも申し上げたと思います。

それから、当初、この合併協議会の予定を、最終回までに10回程度掲げさせていただきました。今、確実にこの予定どおり進んでおります。これから様々な協議が出てまいりますので、それらの協議状況によっては追加もあろうし、予定どおりに進むこともあろうし、これは協議してみなければわかりませんので、基本方針に乗って、今のところは予定どおりに進めさせていただいております。

もう一回繰り返しますと、基本的な方針を決めていただいて、この方針にのっとり次年度、廃置分合が決定した後、一元化のためのすり合わせを行っていくと、こういう流れになりますので、御理解を賜りたいと思います。

須藤委員（蒲原町議会議長） どうも私たちは初めて合併の問題を話し合うものですから、少し感覚的なずれがあったと、今の説明を聞きますと思います。というのは、基本方針が合併協議会の中で決まります。私はその基本方針が決まれば、すぐ16年度の中でもすり合わせに入っていくと。そのすり合わせが精力的に行われて、私たちは議会でもそうですが、合併協議会の中でも、そういうすり合わせが十分もうされて、それが様々な問題があるにしても、

合併する方向でいいだろうと。その内容もある程度知った中で、合併協議会委員として合併を了承するとか、あるいは議会で廃置分合についても了承していくというようになっていくのではないかと感じていたわけですが、今の説明でいきますと、廃置分合が議会で議決された後、その方針に従ってすり合わせを行っていくということですね。少し考え方が理解できないところがあるのですが、今まで全国的に合併がいろいろやられているのですけれども、そういうやり方ですり合わせは、やられてきたのですか。

幹事長 お答えいたします。

今、おっしゃったように、限られた時間に、都市と都市の合併でございますので、様々な重要な項目がございます。それら全てについて、1つ1つ細部まで一元化を行うということになりますと、時間がどれだけあっても賄えない。やはり各項目の基本方針を、ここにいらっしゃる代表者の方々に方針決定をしていただくという格好になります。それから、方針決定だからといって、細部について全然わからなくなるということではございません。先ほど事務局長が説明をいたした一般項目でも、様々な使用料や補助金など膨大な数のものが入っています。こういうものが、編入合併でございますので、静岡の制度に一体化するという格好になります。

ですから、また本日はこれだけの資料が入ったものですから、なかなか目を通しにくいかと思いますが、先ほど議長がおっしゃったように、これだけの項目になりますと、補助金1つとりましても、静岡が400弱、両町さんは70弱が記載されており、それだけ見ただけでも相当具体的な事業がイメージできるものと解釈をしております。ですから、あくまでも1行で「静岡に統一する。」ということではございません。現在、両町さんで地元説明会をおやりになっていると思いますが、この資料は、ある意味では宝になる、町民の皆さんに一番わかりやすい資料になるのではないかとということで、私ども期待をして、事務局に本日に間に合うように無理させてこれだけの大変厚い資料をつくらせたものですから、また両町さんにおかれましては有意義に御利用いただきたいということで、よろしく御理解をお願いします。

須藤委員(蒲原町議会議長) 結局、この資料は静岡市と蒲原町、由比町の様々な違いとか、そういうものが入っているわけです。町民の皆さんが一番知りたいのは、それが静岡市と合併することによってどうなるのだと。町民の皆さんは、それで私たちの生活に、どうそれが影響してくるのだということを知りたいわけです。それが、先に合併をしてしまって、後で、17年度ですり合わせをするということになると、では例えば、そう行くかどうかわかりませんが、静岡市さんの制度へと蒲原町、由比町の条件が行ってしまって、蒲原町のほう

が負担が多くなるとかいろいろあります。そういうものについても、ではどういう形でそれを、いや、もっとそうではなくて、こうしてもらいたいとかいう話が、どういうところでわれるようになるのですか。

というのは、私たち合併協議会が、そういう条件でいいですということで、最終的には合併をするのではないかという気がしていたものですから、それがそのすり合わせを17年度でやられるということになると、結果が全然見えないわけです。そういう中で合併協議会も、合併をしようという話になると思います。その辺について、聞かせてください。

幹事長 繰り返しになるかもしれませんが、まず、議長さんにも資料の中身にお目を通していただきたいと思います。この資料には、相当細かい事業が入ってございます。ということは、どういうことかと申しますと、蒲原町と由比町の町民の皆さんが、議会の議決で合併をするということになれば、この静岡市のこれだけの制度が、町民の皆さんは合併即享受できるという内容でございます。ですから、先が見えない、先が見えないとおっしゃるのは、わかりにくいのですが、静岡市が母都市になりますので、これだけの物量の制度が、福祉にしる、補助金にしる、経済振興にしる、これらはすべて合併と同時に両町民の皆さんが享受できるという内容でございます。ですから、方針といいながら、抽象的に書いてあるということではございません。

それからもう1つ言い直しますと、一元化、すり合わせということになりますと、これはある意味では、細部の事務処理であったり、どういう手続きを使うのかとか、どういう書類を使うのかというような、ある意味では、静岡市が母都市になりますので、由比町と蒲原町の町民の皆さんが、合併した翌日に書式が変わったり、そういうことに対してうるたえないように、ある程度事前に広報等で十分PRをして、合併の日を迎えるというような、本当に細かい事務的な作業を私どもの方が行うわけでございます。廃置分合を議会で決めてしまい、それでは静岡市が何をやるかわからない、ということでは決してございませんので、これが、3団体が信頼の中で愛情をもって取り組まなければならない一番ベースの問題だと思っておりますので、その辺は基本的に御理解をいただかないと、この協議というのは成り立ちませんので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

須藤委員（蒲原町議会議長） 考え方については、わかりました。

議長（小嶋静岡市長） 要するに静岡・清水の合併協議会のときも、すり合わせ項目は全部で約2,200件あり、それも合併前にすり合わせができたのはそのうちの約1,500件か。合併後も約600件は難しいのが残りました。方針だけ決めておいたわけです。それはもう何年かか

っても多分決着しないだろうと。中には水道料金も下水道料金も、今でも、静岡市では違ったままです。ですから、できるだけ合併によって悪いほうにしないように、良いほうにしよう。ただ制度としてそれは無理なものも実はあるわけです。それを一つ一つ行っていったら、やはり合併の全体の意義が失っていかれると。遠のいてしまっても困りますから、ですからやはり合併のまず総論をまず大事にしよう。各論については、いろいろありますけれども、市民の一部にしか関係ないこともあるわけです。全体にも関係あることもあるし、とても膨大な量ですから。それを一つ一つつぶしていたのでは、やはり合併というのは何たるものか、という本来の意義を見失ってしまうのではないかとこの恐れも実は我々にはあります。それで、とにかくサービスを落とさないようにしよう。全部違っていましたから、違ってある部分についても、そういう方針をできるだけ貫こうという、お互いの約束で合併を決めたということになるわけです。

今回の場合、我々さっと見ておりますが、はっきり言って様々な補助金制度等については、両町にとって、全く損はないと思います。ただ様々なシステムについては、若干違いますので、それを全部静岡に合わせということ、私たちもできないだろうと思っています。未だに、例えば、公民館の運営方式は、静岡と清水、違ったままですし、様々なものが違ったままで、1市2制度で暫くいかないと、やはりお互いにやはりつらい面もあるものですから、そういうものは極力一本化をしないように。実質的にそのほうが、市政が円満にいくのであれば、そういうようにしようということを今行っています。

ですから、それは最初から合併前にすべて決めてかかればいいということも言えるかもしれないけれども、それをやったら、この期間ではとても間に合わないと思うし。ただやはり基本方針、すり合わせ方針と先ほど話がありましたけれど、それはお互い約束し合って、しっかりと行くと約束しておけばいいのではないかと、合併はそういうものだと思います。乱暴に言えば、基本項目と法による特例項目だけ決めれば、廃置分合の議決に持っていけるわけです。しかし、それでは、乱暴なものですから、ある程度、一般項目の一部についても議論していくわけです。そのようなものだとご理解ください。

ですから、我々としては、提案されたことですから、精一杯対応します。ただ、最後は、この議論が不十分であるということについて、両町さんがどう判断されるかということだろうと、私は思っています。我々としてはできるだけ、詰めるように協力はします。

副会長（山崎蒲原町長） 会長、事務局のお考えについては、私もよく理解できます。

本日、お示しいただきました一般項目のすり合わせ方針案の、私、先ほどから星取表みた

いに見ていたのですが、17番、18番、19番、20番、22番、23番、24番、25番、26番、27番、28番と30番。この辺については、内容を読みますと、ほとんどの方が、本日の時点で御異議ないのではないかと、そういう感じがします。極論ですけれども、恐らく今までの皆様の御発言伺っている限りでは、ほとんどの方が御異議ないのではないかと。できれば、本日のこの内容を次回までに真剣に御覧いただいております、そうして早目に、このすり合わせ方針の合意ができれば、状況というものもどんどん前へ進んでいくのではないかと感じがしまして、決して仕事を急げということではありませんが、これは先送りすればするほど合併協議会としての判断の範囲が狭くなっていくというような感じの内容だろうという感じがしますものですから、早目の事務作業の着手が起こるように、すり合わせ方針そのものを早目の段階で合意するのが得策ではないか、賢明ではないかという感じがいたしますものですから、御協力を賜ればありがたいと思います。事務を預かる立場としますと、そんな感じがしております。

鈴木委員（静岡市議会議長） 静岡の鈴木です。

蒲原町の議長さんの立場もよくわかりますので、議会側として、住民の皆さんにとって、一番何が不安なのか。例えば、料金の問題だとか、使用料の問題だとか、いろいろあると思います。事務的に静岡に編入して、もうすり合わせも何もなく、静岡に合わせるべきものと、それから蒲原町さん、由比町さんがどうしてもこれだけはと主張すべきものがあると思うわけですから、それをぜひ整理していただいて、この次の10日までにそういうものが出来れば、協議の対象になると思います。議会の立場でよくその辺わかります。事務的には簡単にいってしまいますけれど、やはりその裏にあるものというのは、住民の皆さんの背景がありますので、それをぜひ整理してもらおうとよろしいと思いますので、お願いをさせていただきます。

議長（小嶋静岡市長） ということで、ほかに御意見ございますか。

副会長（山崎蒲原町長） せっかく終われるかと思ったところで1つだけすみません。これひょっとしたら、その他の項目に入ってしまう内容かと思っておりますので、ぜひ皆様方に御意見を伺いたいのですが。

今の時代が、私も蒲原町も随分と事務の機械化ということに力を入れてきまして、システムのことですとか、それから情報の交換の形式のこととかについて、やはりこれは早目に情報交換し合うというのがとても大切な時代ではないかという感じがしております、これは次回までにコンピュータ、それからシステム、それから情報交換の手法その他について、事務局として話し合いを持ってないかという感じがしております、協議会委員の皆様で御賛

同賜ればありがたいという感じがしております。

幹事長 お答えします。電算は、相当の金額がかかります。合併というのは何かというと、まず平準化ということが基本でございます。静清の合併のときに、電算につきましては、すり合わせ項目の最大公約でやらせていただきました。どうしても電算というのは量で動きますので、母都市が70万静岡市になりますので、そのレベルでまず一回はやっていただく。それで、光ケーブル等で結んでいく。これがまず第1段階。それで当然として電算業務というのは事務改善でございますので、次から次へと日進月歩改善していきます。その段階で今度は、一体化した中で改善していくというような格好になります。当初のところであまり理想的な高いレベルで対応していくというのは、なかなか難しい点もあると思います。

御案内のとおり、今のITは、日進月歩で進歩します。ですからそれは、まず静岡市と2町が合併するというところで、同じサービスがまず平準化する、これが一番だと。次のステップで、それらを順次リニューアルして新しい制度にしていくということで、御理解をいただけると大変ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

ですから、もし情報として、次回までに、どういうものを静岡で行っているかと、このレベルが、合併した場合に、両町でこういう格好になりますという整理情報だけはお持ちしたいと思いますが、それでよろしければお願いします。

議長（小嶋静岡市長） それはコンピュータの統合の話だと思いますが、それほど時間はかからないと思います。清水と静岡のときは、24万人と47万でえらい苦労したわけです。あの時は、最初から入れると2年半くらいかかりました。ですから、今回はトラブルはないと思います。ほかにございますか。

豊島委員（由比町女性団体連絡会会長） 由比町の豊島です。

本日は、本当に合併協議会ですり合わせ事項等の説明で終わってしまって、意見もありませんでしたし、先ほど蒲原町の議長さんの言ったことはごもっともだと思いますし、すり合わせ事項は幹事会等でやってくださって、私たちが一般の町民としまして一番心配のこと、ここ一番重要な生活の基盤のところですよ。ぜひ私たちはこれを持ち帰ってまた勉強してきましても、こちらの内容につきましては、幹事会がやはり主だと思います。ぜひ町民の不利益にならないような方針の話し合いで、すり合わせをもう一度していただいて、そこで合併協議会で私たちがそれを承諾していく方針をしっかりといただかないと、やはり不透明で、一番不安なところは、不利益を当然被るってことこのデメリットに関しましては、編入合併でありますので当然だと思いますけれども、一番不安に感じている、ごみの話にしても一

部組合のことにつきましても、いっぱいありますので、ぜひしっかりとすり合わせを、ここにいらっしゃる各課の課長さん等もいらっしゃいますので、そちらをお願いして、私たちも、もう一度これに目を通して8月10日にあります合併協議会に意見を持ってきたいと思っておりますが、その辺は再三言っていたことです。これが幹事会ですと。

やっと資料を昨日いただいて、本日、会議というように2日ぐらいしかありませんでしたので、本日は説明だけということでしたから、ぜひその辺のところ、それから先ほど静岡市の方が言ってくださった、決して由比町、蒲原町に不利益にならないような決め方をするのだという意見をいただいたときはほっとしましたが、ぜひ議長の静岡市長さんの言葉もいただいて、本日の合併協議会の資料を持ち帰っていきたいと思っております。

議長（小嶋静岡市長） また持ち帰っていただいて、不安になりそうなところがあったらどんどん言っていただければ、それでいいのではないかと思います。我々にとって、どの町民の皆さんが、どの不安で、この町民の皆さんは、どの不安か、それはなかなか全部はわかりません。ですから、それをできるだけ、本日議会の皆さんもいらっしゃるし、皆さんで集約していただいて、ここで議論していくということでもよろしくをお願いします。

それと、くれぐれも申し上げておきます。この合併は、由比町、蒲原町の利益のために一緒になる合併です。我々も最初からそういうつもりでいますので、その辺は不利になるような合併になるわけではないというように思っていますから、またそのようであればいけないと思うし、その辺は御理解いただきたいと思います。

それではこれをもちまして第4回静岡市・蒲原町合併協議会、及び第4回静岡市・由比町合併協議会の合同会議を閉会とさせていただきます。長時間ありがとうございました。